

# 私立高等学校等授業料軽減補助金について

日 時：令和 8 年 6 月 9 日（火）

場 所：岡谷鋼機名古屋公会堂

- 1 令和 8 年度愛知県私立高等学校等就学支援金補助金、愛知県私立高等学校等新修学支援金補助金及び愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の事業日程
- 2 令和 8 年度愛知県私立高等学校等就学支援金補助金、愛知県私立高等学校等新修学支援金補助金及び愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の変更交付申請について
- 3 過年度高等学校等就学支援金の追加支給について
- 4 令和 7 年度愛知県私立高等学校等就学支援金補助金及び愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の返還について
- 5 令和 7 年度愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の海外単身赴任者の認定申請について
- 6 授業料軽減補助金（家計急変世帯への支援）について
- 7 令和 8 年度 e-Shien 関係事務 今後のスケジュール  
令和 9 年度以降の e-Shien について（予定）

令和8年度愛知県私立高等学校等就学支援金補助金、愛知県私立高等学校等新修学支援金補助金  
及び愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の事業日程

	就学支援金（新制度）	就学支援金（経過措置） 新修学支援金	授業料軽減補助金	（参考）入学納付金補助金	（参考）その他関連業務
5月	学校⇒県 交付申請書・請求書提出	学校⇒県 交付申請書・請求書提出	学校⇒県 交付申請書・請求書提出	学校⇒県 交付申請書・請求書提出	
6月	学校⇒県 受給資格認定（確認）申請書 受給資格認定申請（確認）者一 覧⇒学校⇒生徒 受給資格認定（確認）通知 県⇒学校 交付決定通知 県⇒学校 支払（第1回分）	学校⇒県 受給資格認定（確認）申請書 受給資格認定申請（確認）者一 覧⇒学校⇒生徒 受給資格認定（確認）通知 県⇒学校 交付決定通知 県⇒学校 支払（第1回分）	県⇒学校 交付決定通知 県⇒学校 支払（第1回分）	県⇒学校 交付決定通知 県⇒学校 支払	◎ 休学（留学等） 生徒⇒学校⇒県 支給停止申出書・一覧 県⇒学校⇒生徒 支給停止通知
7月		生徒⇒学校 収入状況届等 学校⇒県 受給資格認定申請書（7月～） 受給資格認定申請者一覧 県⇒学校⇒生徒 受給資格認定通知（7月～）	授業料軽減補助金申請書 7月10日締切 学校⇒県 海外単身赴任者の申請	7月10日締切 学校⇒県 海外単身赴任者の申請	◎ 復学 生徒⇒学校⇒県 支給再開申出書・一覧 県⇒学校⇒生徒 支給再開通知
8月	住民基本台帳との突 合・判定結果通知 （詳細時期未定）				◎ 退学及び転学 ◎ 修業年限3年未満課程を卒業 ◎ 通算在学期間36・48月未満 の卒業 ◎ 海外留学により日本に住所を 有しなくなる場合 学校⇒県 受給資格消滅者一覧 県⇒学校⇒生徒 受給資格消滅通知
9月					
10月	10月下旬締切 学校⇒県 変更交付申請書提出	10月下旬締切 学校⇒県 変更交付申請書提出	10月下旬締切 学校⇒県 変更交付申請書提出	10月中旬締切 学校⇒県 海外単身赴任者の申請（新入）	
11月	県⇒学校 変更交付決定通知 学校⇒県 請求書（第2回分）提出	県⇒学校 変更交付決定通知 学校⇒県 請求書（第2回分）提出	県⇒学校 変更交付決定通知 学校⇒県 請求書（第2回分）提出	11月上旬締切 学校⇒県 変更交付申請書提出	
12月	県⇒学校 支払（第2回分）	県⇒学校 支払（第2回分）	県⇒学校 支払（第2回分）	県⇒学校 変更交付決定通知 学校⇒県 請求書提出（変更交付申請分） 県⇒学校 支払（変更交付申請分）	
1月					
2月				2月上旬締切 学校⇒県 変更交付申請書提出	
3月	該当する学校のみ 学校⇒県 変更交付申請書提出 県⇒学校 変更交付決定通知 学校⇒県 不用額の返還	学校⇒県 変更交付申請書提出 県⇒学校 変更交付決定通知 学校⇒県 不用額の返還	学校⇒県 変更交付申請書提出 県⇒学校 変更交付決定通知 学校⇒県 不用額の返還	県⇒学校 変更交付決定通知 学校⇒県 請求書提出（変更交付申請分） 県⇒学校 支払（変更交付申請分）	
4月	学校⇒県 実績報告書提出 県⇒学校 額の確定通知・精算	学校⇒県 実績報告書提出 県⇒学校 額の確定通知・精算	学校⇒県 実績報告書提出 県⇒学校 額の確定通知・精算	学校⇒県 実績報告書提出 県⇒学校 額の確定通知・精算	

令和 8 年度愛知県私立高等学校等就学支援金補助金、愛知県私立高等学校等新修学支援金補助金及び愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の変更交付申請について

## 1 提出書類（該当校のみ）

### （1）愛知県私立高等学校等就学支援金補助金（新制度分）

- ア 愛知県私立高等学校等就学支援金補助金変更交付申請書（様式 3 7）
- イ 愛知県私立高等学校等就学支援金変更申請額内訳【様式 3 7（別添 1）又は様式 3 7（別添 2）：1 単位あたりの授業料を設定する場合（単位制のみ）】
- ウ 変更前事業計画及び変更後事業計画

### （2）愛知県私立高等学校等就学支援金補助金（経過措置分）

- （1）同様の申請書

### （3）愛知県私立高等学校等新修学支援金補助金

- ア 愛知県私立高等学校等新修学支援金補助金変更交付申請書（様式第 3 号）
- イ 愛知県私立高等学校等新修学支援金変更申請額内訳【様式第 3 号（別添 1）又は様式第 3 号（別添 2）：1 単位あたりの授業料を設定する場合（単位制のみ）】
- ウ 変更前事業計画及び変更後事業計画

### （4）愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金

- ア 愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金変更交付申請書（様式第 3 号）
- イ 授業料軽減補助事業変更計画書（様式第 4 号）
- ウ 変更前事業計画及び変更後事業計画

## 2 提出日時

令和 8 年 10 月下旬（予定）

- ※ 1 私学振興室奨学グループまでメールにて提出してください。
- ※ 2 授業料軽減補助金の海外単身赴任者を申請した設置者は、県からの認定を受けた後、その結果に基づいて授業料軽減補助金の変更交付申請を作成してください。
- ※ 3 様式等については 8 月以降に改めて通知します。

8 学振第 2 2 5 号  
令和 8 年 4 月 2 4 日

関係私立学校設置者様

愛知県県民文化局  
学 事 振 興 課 長

過年度高等学校等就学支援金の追加支給について（通知）

このことについて、下記のとおり取り扱ってください。

記

1 追加支給申請できる場合

生徒側の責めに帰さないやむを得ない理由により、令和 7 年度以前の高等学校等就学支援金を適正に支給できなかった場合

2 申請手続

(1) 提出物

- ・「令和 8 年度高等学校等就学支援金過年度支給者内訳書」(別添様式 1)
- ・「過年度高等学校等就学支援金の追加支給申請について」(別添様式 2)

(2) 提出時期

該当する生徒が判明次第すみやかに提出すること。なお、当初交付申請で計上する場合は、令和 8 年度当初交付申請書類に添付して提出すること。

(3) 提出方法

私学振興室 ([shigaku@pref.aichi.lg.jp](mailto:shigaku@pref.aichi.lg.jp)) までメールで提出すること。  
併せて、提出した旨を電話連絡すること。

3 留意事項

- (1) 該当する生徒が判明した際には、私学振興室まで御連絡ください。
- (2) 過年度の県授業料軽減補助金の追加支給はできません。
- (3) 再審査の結果、甲②から甲①になる場合、県軽減補助金を受給している生徒は就学支援金の追加支給により、県軽減補助金を返還していただく場合があります。
- (4) 追加支給が生じた理由は、可能な限り詳細に記載してください。

担 当 私学振興室奨学グループ(道下)  
電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 7 4 7 7

8 学振第 2 2 6 号  
令和 8 年 4 月 2 4 日

関係私立学校設置者様

愛知県県民文化局  
学 事 振 興 課 長

令和 7 年度愛知県私立高等学校等就学支援金補助金及び愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の返還について（通知）

このことについて、令和 7 年度における当該補助金の実績報告において、所得区分の判定誤り等により返還となる金額が発生した場合は、すみやかに下記の書類を提出してください。

#### 記

#### 1 提出書類

##### (1) 愛知県私立高等学校等就学支援金補助金

- ア 令和 7 年度高等学校等就学支援金に係る実績報告書（変更）
- イ 令和 7 年度高等学校等就学支援金返還内訳及び理由書
- ウ 令和 7 年度高等学校等就学支援金返還理由書

##### (2) 愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金

- ア 令和 7 年度愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の一部返還について
- イ 令和 7 年度愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金返還内訳及び理由書

※ 就学支援金及び授業料軽減補助金どちらの場合も、変更のあった生徒のみ記入してください。

#### 2 提出部数

各 1 部

#### 3 提出時期

該当する生徒が判明次第すみやかに提出すること。

#### 4 提出方法

私学振興室 ([shigaku@pref.aichi.lg.jp](mailto:shigaku@pref.aichi.lg.jp)) までメールで提出すること。併せて、提出した旨を電話連絡すること。

#### 5 留意事項

- (1) 該当する生徒が判明した際には、私学振興室まで御連絡ください。
- (2) 令和 6 年度以前の事業について返還が生じた場合については提出書類の様式が異なるため、御連絡後別途送付します。

- (3) 返還が生じた理由は、可能な限り詳細に記載してください。
- (4) 令和8年度事業における支給額との相殺はできませんので御注意ください。

担 当 私学振興室奨学グループ（道下）  
電 話 052-954-7477(ダイヤル)

令和7年度参考

7学振第321号  
令和7年5月1日

関係私立学校設置者 様

愛知県県民文化局  
学事振興課長令和7年度愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の海外単身赴任者の認定  
申請について（通知）

標記の事例における認定申請については、下記のとおり提出してください。

記

## 1 提出書類

- (1) 愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金海外単身赴任認定申請書
- (2) 愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金申請書
- (3) 海外単身赴任及び給与等証明書（別紙参考様式参照）  
（又は会社が発行する単身赴任者の期間と勤務地を記載した単身赴任証明書及び会社が発行する単身赴任者の令和6年1月から令和6年12月までの海外支払分と国内支払分の給与支払証明書）
- (4) 海外単身赴任者の戸籍の附票又は、住民票の除票（従前に愛知県内に居住していたことがわかること）
- (5) 愛知県内に居住する世帯の住民票
- (6) 配偶者の令和7年度課税証明書

## 2 提出期限

令和7年7月10日（木）（必着）

※ 私学振興室奨学グループまで郵送又は持参してください。

## 3 提出部数

各1部

## 4 その他

- (1) 生徒から提出された書類の原本は、全て学校に保管し、写しを提出してください。
- (2) 提出書類は、全てA4としてください。
- (3) 通常の授業料の補助金で、7月以降の判定をマイナンバーによる情報照会で行う学校でも、海外単身赴任の申請をする場合は配偶者の令和7年度課税証明書の提出が必要です。

担 当 私学振興室奨学グループ（藤田）  
電 話 052-954-7477（ダイヤル）

令和 7 年度参考

7 学振第 3 0 2 号

令和 7 年 5 月 1 日

関係私立学校設置者 様

愛 知 県 県 民 文 化 局  
学 事 振 興 課 長

令和 7 年度愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金（家計急変世帯への支援）の認定申請について（通知）

このことについて、該当する生徒がいる場合下記の書類を提出してください。

## 記

## 1 提出方法

私学振興室奨学グループに郵送又は持参による。

【郵送先】〒460-8501（住所記載不要）

あわせて、3 提出書類のうち（2）と（3）を私学振興室（shigaku@pref.aichi.lg.jp）宛てメールでも送信してください。送信時にメール件名を以下のとおりとしてください。

【メール件名】：「(学校名) 家計急変認定申請（授業料軽減）」

## 2 提出期限

令和 7 年 6 月 9 日（月）（必 着）

## 3 提出書類

- （1）愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金（家計急変世帯への支援）認定申請書
- （2）家計急変支援対象者一覧
- （3）年収推計シート（申請者ごとに学校で作成したもの）
- （4）高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（家計急変用）  
※支給限度月数超過や家計急変事由が明らかに対象外の場合は不要
- （5）愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金申請書  
※県外在住等で対象外の場合は不要
- （6）家計急変事由発生月の翌月から 3 か月分の収入証明書類  
※1 家計急変事由が月の初日に発生している場合は、発生月から 3 か月分。

※2 家計急変事由が発生してから4か月以上経過後に申請する場合（入学前に家計急変事由が発生した場合など）は、申請月の前3か月分の収入証明書類。ただし、すでに通常の就学支援金・授業料軽減補助金を受給しており、月の初日より後に申請している場合は申請月の翌月の前3か月分。

※3 原則「収入証明書類の例」に記載の書類による。

不可の場合、「給与支払・事業所得証明書様式」によること。

(7) 本人及び配偶者の令和6年度課税証明書

なお、家計急変の発生していない配偶者については、令和6年度の要件判定結果リストの写しでも可とする。

(8) 愛知県内に居住する世帯の住民票

※県外在住等で授業料軽減対象外の場合は不要

(9) 要件審査書類

別紙によること。ただし、県外在住等で授業料軽減対象外の場合、別紙によらず「就学支援金家計急変事由対象一覧」によること

#### 4 その他

(1) 生徒から提出された書類の原本はすべて学校に保管し、県には写しを提出してください。

(2) 事務にあたっては、県手引き及び国事務処理要領も参考にしてください。

(3) 提出期限までに書類がそろわない場合は、次回申請時（10月頃通知予定）に提出してください。

担 当 私学振興室奨学グループ（藤田）

電 話 052-954-7477(ダイヤル)

## 別紙

## 愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金（家計急変世帯への支援）に係る要件及び審査書類

家計急変事由の審査基準		審査の対象となる提出書類
(1) 長期療養	保護者等が離職または休職を伴う入院又は通院等を要する疾病のため、著しく収入減になると認められる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師の診断書の写し</li> <li>・ 離職があったことを証明する書類（雇用保険被保険者離職票の写し、退職証明書（原則会社による証明とし、不可の場合は本人が証明したもの）※1</li> <li>・ 休職があったことを証明する書類（休職証明書（原則会社による証明とし、不可の場合は本人が証明したもの））※2</li> </ul> ※1, 2についてはどちらか
(2) 転退職	保護者等が転退職し、著しく収入減になると認められる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退職を証明する書類（原則、雇用保険受給資格者証の写し。ただし雇用保険受給資格者証が発行できない場合は、雇用保険被保険者離職票の写し（離職年月日と離職理由コードが記載されたもの）又は会社の発行した退職証明書と合わせて、事情書を提出する。公務員、個人事業主等で雇用保険に加入していない場合は、退職証明書を提出する。）</li> </ul>
(3) り災	火災、風水害、地震等により家屋の半焼、半壊、流出等の被害を受け、就労が困難になり、著しく収入減になると認められる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ り災証明書（市区町村又は消防署の発行するもの）</li> </ul>
(4) 新型コロナウイルス	以下の(1)～(3)の全ての要件を満たす公的支援を受けており、著しく収入減になると認められる場合  (1) 国、地方公共団体またはその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人またはそれらに類するも	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少があった者を支援対象として、国、地方公共団体またはその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人またはそれらに類するもの）が実施する公的支援の受給証明書、またはこれに類するものと認められる公的証明書等</li> <li>※公的支援の受給証明書、またはこれに類するものと認められる公的証明書を提出できない特段の事情がある場合は、事情書を提出する。</li> <li>・ 公的支援が振り込まれたことが確認できる通帳の写し</li> </ul> <b>【公的支援の例】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症特別貸付</li> <li>・ 小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資）</li> <li>・ 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付</li> <li>・ 生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経）</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別</li> </ul>

	<p>の) が実施しているもの。</p> <p>(2)新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申込事由の一つとして認めているもの。</p> <p>(3)当該公的支援を必要としている者の収入等が減少したことを要件としており、審査を行ったうえで、支援の対象として認めているもの。</p>	<p>貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付</li> <li>・小学校休業等対応支援金（委託を受ける個人向け）</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金</li> <li>・持続化給付金</li> <li>・家賃支援給付金</li> <li>・月次支援金</li> </ul>
--	---	--

**【対象となる家計急変支援事由の発生時期と認定要件】**

- ① 対象となる家計急変事由の発生時期は支給年度の前々年度の1月2日以後のものとする。ただし、支給開始月が4月から6月までの月である場合は、支給年度の前々々年度の1月2日以後のものとする。認定にあたっては、課税証明書等から現在の収入を推計し、著しく収入減になると認められる場合に、対象区分を引き上げて認定する。
- ② ①に該当しない場合でも、当年度に発生したり災によって、家屋に半焼・半壊程度以上の被害があった場合は、支給開始月から1年間対象区分を1ランク引き上げて認定する。

## ○ 令和 8 年度 e-Shien 関係事務 今後のスケジュール

→5月30日まで 氏名、住所等申請内容の確認

- ・ 6月中旬から7月上旬(予定) 申請情報 Excel(または csv)提出  
(今後通知・国からの通知待ち)
- ・ 7月以降順次 認定通知発出
- ・ 8月以降順次 住基突合のエラー対応

## ○ 令和 9 年度以降の e-Shien について(予定)

認定申請関係 (生徒側)【国参考資料：13 ページ】

- ・ 外国籍の生徒についてもオンラインでの申請が可能となる
- ・ 申請時にマイナンバーを登録することで国籍等証明書類の提出が一部不要となる

認定審査関係 (学校・県側)【国参考資料：14 ページ】

- ・ 登録されたマイナンバーを用いて住基照会することで、国籍を確認するための情報を出力することが可能となる (県)
- ・ 日本国籍以外の生徒の場合、申告された在留資格等の情報とマイナンバーから照会した在留資格等の情報を e-Shien 上で自動突合することが可能となる
- ・ 国籍等の情報を、マイナンバーによらず紙または画像登録により提出している生徒については、提出を生徒が入力した情報と証明書類または登録画像を突合し、間違いのないことを確認する (学校)

## 高等学校等就学支援金・新制度における生徒の【申請方法】①（推奨方法）（たたき台）

### （1-1-1）オンライン申請の場合（個人番号を入力する場合）【推奨方法】（R9.6から）

学校設置者は、生徒に、基本的にはオンライン申請システムにより申請を行うよう周知する。

- ① オンライン申請フォームに必要事項（氏名、在籍高校、国籍など必要な情報）を入力させる。
- ② 個人番号カードに記載されている個人番号を申請フォームに入力させる。
- ③ 生徒の「番号法に基づく本人確認の措置」として、個人番号カード（マイナンバーカード）の裏面を画像登録して提出させる。  
 なお、生徒の在留資格が「家族滞在」の場合は、小学校及び中学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書を画像登録により提出させる。  
 ※学校設置者が都道府県から番号法に基づく個人番号利用事務の委託を受けている場合には、個人番号カードの画像登録の手続きは不要。

※調整中。今後変更の可能性あり。

## 高等学校等就学支援金・新制度における生徒の【申請方法】②（たたき台）

### （1-1-1）オンライン申請の場合（R9.4から）

学校設置者は、生徒に、基本的にはオンライン申請システムにより申請を行うよう周知する。

- ① オンライン申請フォームに必要事項を入力させる。
- ② 国籍・在留資格等を確認するため次のとおり資料をオンラインで提出させる。
  - ア) 生徒の国籍が「日本国」の場合
    - (a)個人番号カードの写し（表裏両面のコピー）又は(b)住民票の写し（原本）のいずれかを画像登録により提出させる。
  - イ) 生徒の国籍が「日本国以外」の場合
    - (a)個人番号カードの写し（コピー）、(b)住民票の写し（原本）、(c)特別永住者証明書の写し（コピー）、(d)在留カードの写し（コピー）のいずれかを画像登録により提出させる。
 また、生徒の在留資格が「家族滞在」の場合は、小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書を画像登録により提出させる。  
**【ただし、小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書の画像登録はR9.6から】**
- ③ ②によらず、生徒が本人の個人番号カードに記載されている個人番号を申請フォームに入力させることができる。この場合、上記②の手続きとして、生徒の「番号法に基づく本人確認の措置」として、個人番号カード（マイナンバーカード）の裏面を画像登録して提出させる。  
 なお、生徒の在留資格が「家族滞在」の場合は、小学校及び中学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書を画像登録により提出させる。  
 ※学校設置者が都道府県から番号法に基づく個人番号利用事務の委託を受けている場合には、個人番号カードの画像登録の手続きは不要。

<②の資料のデータをAPI連携を活用して提出する場合>（R9.6から機能リリース）

- ④ 生徒本人が個人番号カード（マイナンバーカード）を使用して、マイナポータルを通じて自己の国籍・在留資格・在留期間等の情報等（以下「自己情報」という。）を取得する場合（API連携）②の手続きは不要である。ただし、生徒の在留資格が「家族滞在」の場合は、小学校及び中学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書を画像登録により提出させる。

<②の資料を紙で提出する場合>

- ⑤ 上記②の資料を紙で提出する場合は、生徒は該当する資料に別に定める確認票（様式●）を添えて提出する。

<学校設置者がオンライン申請を活用しない場合>

学校設置者がオンライン申請を活用しない申請方法を取る場合、設置者は、生徒から紙で提出された申請に基づき、都道府県との役割分担に応じて、提出書類を確認した上で申請をとりまとめて都道府県に提出する。または、e-Shienに代理入力を行う。

**（R8年度はシステム改修中であることから、代理入力はできない。）**

※調整中。今後変更の可能性あり。

## 高等学校等就学支援金・新制度における受給資格認定の【審査手順】①（たたき台）

### (1-1-1)オンライン申請に係る審査 (R9.6から)

#### (1-1-1-①)個人番号を用いた手続きの場合

都道府県は、次のとおり事務を行う。

- ① e-Shienに入力された生徒の個人番号を用いて、住民基本台帳ネットワークに照会（以下「J-LIS照会」という。）して、日本国籍の有無を確認するための情報を出力する。  
J-LIS照会の際に、個人番号を使用するにあたっては、画像登録された個人番号カードの写し（表裏両面）を確認する番号法における本人確認の措置（次ページ参照）を実施する。  
なお、学校設置者が都道府県から番号法に基づく個人番号利用事務の委託を受けている場合には、生徒に発行されているID・パスワードによって身元確認手続きとなり、J-LIS照会することによって番号確認手続きとなる。これらの手続きにより本人確認の措置を行うこととなるので、当該学校の生徒においては、画像登録は不要となる。
- ② ①の出力された情報を基に、当該生徒の国籍が「日本国」か「日本国以外」かをe-Shienで判定し、国籍が「日本国」の場合は、受給資格の認定手続きを進める。国籍が「日本国以外」の場合は③の手続きに移行する。
- ③ ②の結果、当該生徒の国籍が「日本国以外」の場合には、当該生徒の個人番号を用いた情報連携の手続きにより、在留資格・在留期間のデータをe-Shienに登録し、生徒が入力した情報とデータの突合（自動判定）を行う。また、在留資格が「家族滞在」の場合は、提出書類（小中学校の卒業証書の写し（コピー）など）として画像登録された資料と生徒が入力した情報とデータの突合を行う（目視確認）。
- ④ ③により、e-Shienに登録されたデータによる判定に基づき、就学支援金の対象と判定された場合には、受給資格の認定手続きを進める。対象外と判定された場合には、不認定の手続きを進めるとともに、「高校生等・新修学支援」への手続きを案内する。（ただし、在留資格「留学」の者は除く。）

#### （参考）

##### Q14-1 都道府県と学校の事務分担

就学支援金の支給を決定するのは都道府県であるが、生徒本人の国籍・在留資格等の判定に係る情報の実質的な確認作業などについて都道府県が学校設置者に事務委託すること等は可能。（施行規則第14条）

都道府県は、生徒から申請を受け、受給資格を確認する。

具体的には、都道府県は、学校設置者から提出された申請情報に基づき、支給の可否及び支給額を判定する。

なお、生徒本人の国籍・在留資格等の確認事務については、他の事務と同様、学校設置者等当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものにその業務を委託等することができるが、その際には、個人情報の取扱いに関する保護者や学校設置者の意見等を十分に斟酌した上で、具体的な取扱いを定め、適正かつ確実に実施されるよう適切に指導監督する。

加えて、当該事務を委託した場合には、委託先における確認結果が法令に則り適切に確認されたものとなっているか抽出して調査するなどにより、委託先の確認結果の妥当性について検証する。

※調整中。今後変更の可能性あり。

## 高等学校等就学支援金・新制度における受給資格認定の【審査手順】②（たたき台）

### (1-1-1)オンライン申請に係る審査 (R9.6から)

#### (1-1-1-②)画像登録による提出書類を用いた手続きの場合

都道府県は、次のとおり事務を行う。

- ① 生徒が入力した情報と登録画像を突合する。
- ② ①で確認した情報を基に、当該生徒の国籍が「日本国」か「日本国以外」かをe-Shienで判定し、国籍が「日本国」の場合は、受給資格の認定手続きを進める。国籍が「日本国以外」の場合は③の手続きに移行する。
- ③ ②の結果、当該生徒の国籍が「日本国以外」の場合であって、在留資格が「家族滞在」の場合は、提出書類（小中学校の卒業証書の写し（コピー）など）として画像登録された資料と生徒が入力した情報とデータの突合を行う（目視確認）。
- ④ ③により、e-Shienに登録されたデータによる判定に基づき、就学支援金の対象と判定された場合には、受給資格の認定手続きを進める。対象外と判定された場合には、不認定の手続きを進めるとともに、「高校生等・新修学支援」への手続きを案内する。（ただし、在留資格「留学」の者は除く。）

※調整中。今後変更の可能性あり。